



忘れていませんか？看板の定期点検

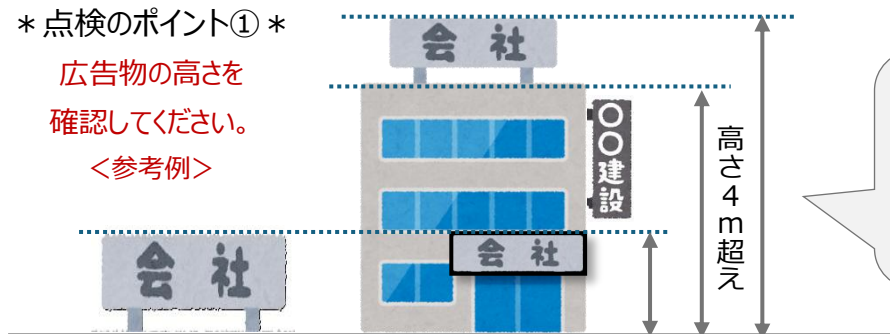


許可を必要としない、小規模な自家用看板等であっても、オーナー（所有者）には法律によって安全に管理する義務が定められています。

広告物は時間の経過とともに老朽化し、腐食や強風により破損や倒壊の恐れが発生します。これからも安心してまちの皆さまに愛されるお店であるために、定期的な点検を行いましょう。

* 点検のポイント① *

広告物の高さを
確認してください。
＜参考例＞



- * 高さが4mを超える場合
「有資格者」による点検
- * 高さが4m以下の場合
点検者に資格要件なし

* 点検のポイント② *

高さ4m以下
許可不要
適用除外広告物等

★ 広告物（看板）の管理者を設置してください。

★ 定期的に安全点検を実施してください。

⇒ 資格要件の有無はありません。

※申請・届出は不要ですが、事故が起きた場合には、点検内容を求められる場合有



* 点検のポイント③ *

高さ4m超
許可広告物等

★ 広告物（看板）の管理者を設置し、市へ届出をしてください。

★ 定期的に安全点検を実施してください。

⇒ ！「有資格者」である必要があります。

！「有資格者」とは

- ・屋外広告士
- ・一級建築士
- ・二級建築士
- ・広告美術仕上げ技能士
- ・職業訓練指導委員、職業訓練修了者
- ・日本屋外広告業団体連合会、日本サイン協会開催の屋外広告物点検技能講習会修了者 等

【問い合わせ先】 会津若松市 建設部 都市計画課 Tel: 0242-39-1261

* 会津若松市の屋外広告物の設置や更新、変更等に関するお問い合わせを受け付けております。

* 市ホームページにおいて、**点検箇所**や**点検方法**、**安全点検報告書**の様式を掲載しています。

点検を実施する際にご活用ください！

「会津若松市屋外広告物の安全管理指針」

「オーナーのための看板の安全管理ガイドブック」（国土交通省作成）をご参照ください。

※市ホームページは「会津若松市 屋外広告物」で検索いただくか、二次元コードをご利用ください。



市ホームページ

9月1日～10日は屋外広告物適正化旬間です！

国では、毎年9月1日から10日までを「屋外広告物適正化旬間」として設定し、屋外広告物の適正管理の促進に向け、企業や国民の意識啓発を図っています。

この機会に、屋外広告物が適正に設置及び管理されていることを確認してください。
不明な点については、屋外広告物が設置されている自治体へお問い合わせください。

会津若松市には

「会津若松市屋外広告物条例」

が制定されています！

- ☑ 会津若松市内において、屋外広告物の設置、意匠の変更など行う際には、事前に下記担当へご相談願います。
- ☑ 特に、大規模な屋外広告物は周辺景観へ与える影響が大きいことから、許可申請書提出の30日前までに書面での事前協議が必要です。
- ☑ 許可を受けている屋外広告物は、更新許可申請時に点検結果の報告書と、点検の状況がわかる写真を提出いただいておりますが、許可不要物件であっても、定期的な安全点検を実施してください。

<詳細は、市ホームページで確認してください>



会津若松市
屋外広告物
ホームページ

会津若松市 屋外広告物



【担当・申請・問い合わせ先】

965-8601 福島県会津若松市東栄町3番46号
会津若松市 建設部 都市計画課
Tel:0242-39-1261



都市計画課
メールアドレス